

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①川棚町

【洪水：ハザードマップ】

当町のハザードマップは100年に1度の大雨を想定している。

町内を横断する川棚川が降雨・大雨により氾濫する可能性があり、大半の浸水地域は畑であるものの、川棚川に沿った市街地が0～2.0m未満、一部2.0～5.0m未満の浸水の可能性がある。

【ため池の決壊：ハザードマップ】

奥ノ川内ため池が地震等により決壊した場合、ため池から川棚川へ向かう山間部、川棚川を越えない側の一部市街地が浸水する恐れがある。市街地ではほとんどの部分が0～1.0m未満での浸水だが、一部1.0～2.0m未満での浸水の恐れがある。

【土砂災害：ハザードマップ】

当町のハザードマップによると、町内各地に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が点在している。

【地震：J-SHIS】

地震ハザードステーションの防災地図によると、町全域が震度5弱の地震が今後50年間で10%程度の確率で発生すると想定されており、川棚川に沿う形で震度5強、平島地区で震度6強が発生すると想定されている。

②東彼杵町

【洪水：ハザードマップ】

当町のハザードマップは1,000年に1度の大雨を想定している。

彼杵川が氾濫した場合、川沿いの地域が0～3.0m未満の浸水の可能性がある地域として指定されているが、彼杵駅周辺においては、川沿い以外の広い範囲で浸水の可能性がある地域として指定されている。

【ため池の決壊：ハザードマップ】

町内に8つのため池があり、内7つについてハザードマップが作成されている。内6つのため池が地震等により決壊した場合、ため池に繋がる川に沿う形で一部市街地が0～1.0m未満の浸水の恐れがある。赤木ため池が決壊した場合、ため池から千綿川に繋がる川に沿った地域で1.0～3.0m未満の浸水の恐れがあり、千綿川を越えない側の市街地の半分近くが0～1.0m未満の浸水の恐れがある。

【土砂災害：ハザードマップ】

当町のハザードマップによると、町内各地に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が点在している。一部の山間部が土石流警戒区域、がけ崩れ特別警戒区域として細長い形で指定されている。

【地震：J-SHIS】

地震ハザードステーションの防災地図によると、海沿いの市街地は震度 5 強の地震が今後 50 年間で 10%程度の確率で発生する地域と想定されており、商工業者が少ない山間部などは震度 5 弱が発生する可能性がある地域と想定されている。

③波佐見町

【洪水：ハザードマップ】

当町のハザードマップは 100 年に 1 度の大雨を想定している。

川棚川が氾濫した場合、川沿いの地域が浸水の可能性があるとしているものの、そのほとんどが畑である。

【ため池の決壊：ハザードマップ】

町内の 16 個のため池があり、内 1 つは使用していないため、内 15 個についてハザードマップが作成されている。

地震などにより決壊した場合、ため池から川棚川支流などまでの直線上の地域、川棚川沿いの地域が浸水の可能性がある地域として指定されている。決壊したため池の付近に畑がある箇所は、畑の広い範囲が浸水する恐れがある。

【土砂災害：ハザードマップ】

当町のハザードマップによると、町内の広い範囲が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域として指定されている。

【地震：J-SHIS】

地震ハザードステーションの防災地図によると、波佐見町全域が震度 5 弱の地震が今後 50 年間で 10%程度の確率で発生する地域として想定されている。

(2) 商工業者の状況 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

- ・商工業者等数 1,826 件
- ・小規模事業者数 1,615 件

市町村	商工業者等数	小規模事業者数
川棚町	548	468
東彼杵町	320	274
波佐見町	958	873
合計	1,826	1,615

業種	商工業者等数	小規模事業者数
建設業	281	274
製造業	469	432
卸小売業	403	353
飲食・宿泊業	139	133
サービス業・その他	534	423
合計	1,826	1,615

(3) これまでの取組

①川棚町、東彼杵町、波佐見町 (以下「各町」という。) での取組

- ・防災計画の策定
- ・ハザードマップの作成
- ・防災情報の普及活動
- ・防災会議の実施

②当会の取組

- ・事業所への BCP に関する情報提供
- ・事業所 BCP について、策定状況のアンケート調査
- ・BCP 策定セミナーの実施
- ・職員の BCP セミナーの参加によるスキルアップ

II 課題

本会が令和元年度に地区内の会員事業所を対象に実施した「事業所 BCP について、策定状況のアンケート調査」の結果によると、ほとんどが「BCP がどのようなものかわからない」という回答であり、併せて策定の必要性を感じない、策定する余裕がない、策定のしかたが分からないという回答も見受けられた。また、災害リスクと商工業者の状況から、以下のような課題が存在する。

商工業者の防災・減災意識の低さ

アンケート結果から、管内商工業者のほとんどが災害対策を行っておらず、その必要性を感じていないと考えられる。そのため、BCP の策定の必要性を訴えても認識せず、発災時の防災・減災活動に致命的な問題が生じ、また、被災からの復旧も充分に行えず、独力での事業継続が不可能になる可能性が高い。

商工業者のリソース不足

管内商工業者の 88%以上が小規模事業者である。そのため、人材不足、事業に取られるリソースの大きさなどから BCP を策定する労力を捻出することができない。そのため、BCP の必要性を認識しても実際に策定するまでに及ばない可能性が高い。

緊急時の支援体制の整備不足

発災時のマニュアルは策定しているものの、当会と各町がどのように連携するか、という点について整備されていない。より効率的な支援のため、当会と各町との連携体制の整備が必要である。

III 目標

地域商工業者の防災・減災意識の向上

被災時の防災・減災計画の必要性を管内商工業者が認識して計画を策定することで、被災後に独力での事業継続を可能とすることを目標とする。

- ・年 1 回以上の防災・減災セミナー開催と 10 件の事業所の BCP 策定セミナーへの参加
- ・年間 5 件の事業所の計画策定

支援体制の構築

災害発生時に迅速に適切な支援を当会と各町が連携して実施できる体制を整備し、発災時に支援体制にスムーズに移行し、迅速な支援を行うことを目標とする。

- ・連絡協議会にて、年 1 回の協議会の実施
- ・年 1 回、発災時の支援体制への移行訓練の実施

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

【事前の対策】

I 管内商工業者の防災・減災意識の向上

①管内商工業者に対する災害リスクの周知及びリスクへの対応支援

- ・被災リスクと、その想定被害や事業継続力強化計画の必要性に関するチラシを、当会が郵送する会報に同封して配布する。
- ・事業継続力強化計画、BCPに関するセミナーを開催する。
- ・損害保険等の加入状況を把握し、必要に応じ損保会社と連携してリスク管理に努める。
- ・巡回指導時に立地場所の災害リスクを事業者とともに確認・共有し、リスク管理の重要性の説明を行う。
- ・町と連携して、自主防災組織が行う防災訓練へ事業所単位で参加するよう呼びかける。

②商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、事業継続計画に相当する危機管理マニュアルを作成し、毎年度更新している。

③防災・減災計画の策定支援

- ・管内商工業者に対し、事業継続力強化計画、BCPの策定支援（指導・助言・専門家派遣等）を実施する。

④フォローアップ

- ・管内商工業者の防災・減災活動の取り組み状況の確認を行う。

II 支援体制の構築

①関係団体との連携体制の確立

- ・各町との連絡協議会を発足し、情報交換会議を実施する。
（連絡協議会構成員：東彼商工会・各町）
- ・各町と当会間で、有事の際の連絡ルートを確認する。
- ・長崎県商工会連合会との有事の際の連携体制を確認する。
- ・他支援機関との連携体制を確認する。

②発災時の支援体制の確立

- ・発災時に関係団体が必要とする被害状況に関する情報の確認方法を確立する。
- ・発災時の情報交換のプロトコルを確認する。
- ・当会と各町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と各町が共有した情報を、長崎県が指定する方法（「長崎県における中小企業関係被害状況報告について（通知）」令和元年8月28日31産政第79号）にて、各町から長崎県へ報告する。
- ・発災時に支援情報が全体に行き渡るように、情報発信元の周知活動を行う。

③当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6の地震）が発生したと仮定し、各町との連絡ルートの確認等を行う。
（訓練は必要に応じて実施する）

【発災後の対応】

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に、職員の安否確認を行う。

②応急対策の方針決定

- ・当会と各町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身
がまず安全確保し、警報解除後に出勤する 等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24 時間以内に情報共有する。

(被害規模の目安)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

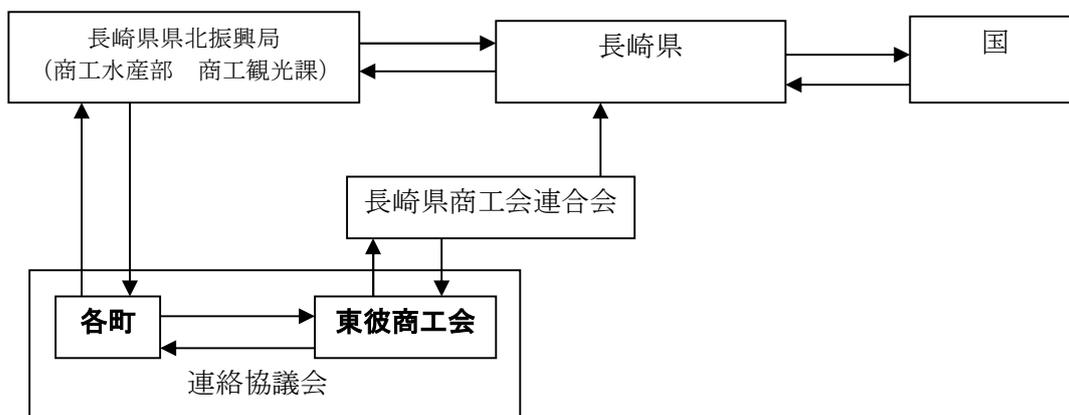
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と各町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 3 回連絡する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回連絡する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回連絡する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回連絡する

【発災時における指示命令系統・連絡体制】

- ・指揮命令を円滑に行うための体系の構築。
- ・当会と各町が把握した情報について、連絡協議会で取りまとめる。
(連絡協議会構成員：東彼商工会・川棚町・東彼杵町・波佐見町)
- ・長崎県ほか関係機関への報告。
- ・当会と各町が共有した情報を、各町から長崎県県北振興局を通じて長崎県へ報告する。



(連絡協議会構成員：東彼商工会・川棚町・東彼杵町・波佐見町)

【応急対策時の管内商工業者に対する支援】

- ・相談窓口について、連絡協議会で協議し必要と認められた場合や、国・県の要請に応じて窓口を設置する。
- ・管内商工業者の被害状況の確認及び緊急性などによる仕分け。
- ・被災事業者に対する有効な施策の紹介。(メール、FAX、LINE、町報、HP、窓口案内など)

【管内商工業者に対する復興支援】

- ・長崎県の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決定し、速やかに支援体制を整える。
- ・管内商工業者に対しては、各々の現状の把握に基づき、事業の復旧プランの策定支援を行う。
- ・被災事業者に対する施策について、申請支援など具体的なサポートを行う。
- ・長崎県商工会連合会を通じ、職員の派遣等を依頼する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

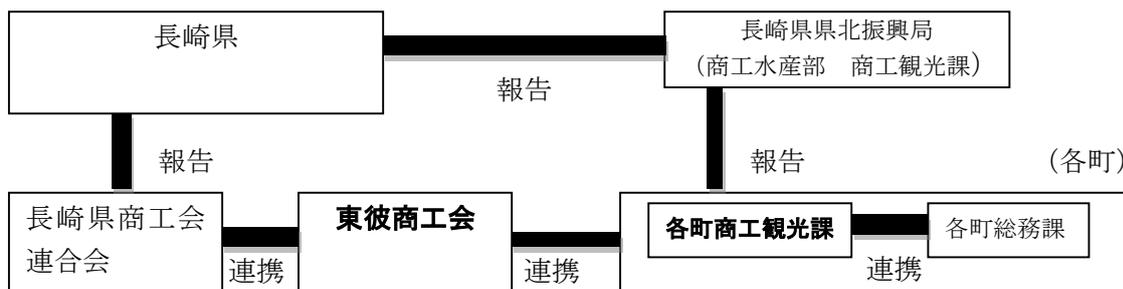
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2020年10月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

- ・経営指導員 福田万作 江口智彦 中尾正浩 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取り組みの企画、実行
- ・本計画に基づく進捗の確認、フォローアップ、計画の見直し (年1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

東彼商工会

〒859-3605 長崎県東彼杵郡川棚町百津郷 364-185

TEL:0956-82-2068 FAX:0956-83-2449

E-mail:touhi@shokokai-nagasaki.or.jp

②関係市町村

川棚町役場

〒859-3692 長崎県東彼杵郡川棚町中組郷 1518-1

TEL:0956-82-3131

東彼杵町役場

〒859-3808 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850 番地 6

TEL:0957-46-1111

波佐見町役場

〒859-3791 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷 660 番地

TEL:0956-85-2111

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
協議会運営費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	200	200	200	200	200
広報費	250	250	250	250	250

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、補助金収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等